

福井県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第五章の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第40条の規定による指定の申請を行う者は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）に省令第27条第2項に規定する書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 省令第27条第2項第7号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 支援法人の指定に関する誓約書（様式第2号）
- 二 その他、知事が審査のために必要と認める書類

3 知事は、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定にあたり、府内関係課に対し意見照会（様式第3号）することができる。

また、知事は、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定にあたり、業務区域となる市町に対し意見照会（様式第4号）することができる。

(指定の通知等)

第3条 知事は、福井県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準を踏まえ、前条の指定の申請が法第40条各号の基準に適合していると認めるとときは、支援法人として指定するものとする。

2 知事は、前項の指定をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

3 知事は、前条の指定の申請が法第40条各号の基準に適合しないと認めるとときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第6号）により申請者へ通知するものとする。

4 知事は、第1項の指定をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について（様式第7号）により当該支援法人の業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出を行う支援法人は、住宅確保要配慮者支援法人変更届出書（様式第8号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の名称等の変更について（様式第9号）により業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

(債務保証業務委託の認可)

第5条 法第43条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務委託認可申請書（様式第10号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 知事は、前項の認可をしたときは、債務保証業務委託認可通知書（様式第11号）により申請者へ通知するものとする。

3 知事は、第1項の認可を行わないときは、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第12号）により申請者へ通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第6条 法第44条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務規程認可申請書（様式第13号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 前項による認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとする支援法人は、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第14号）に関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

3 知事は、第1項の認可をしたときは、債務保証業務規程認可通知書（様式第15号）、第2項の変更認可をしたときは、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第16号）により申請者へ通知するものとする。

4 知事は、第1項の認可を行わないときは、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書（様式第17号）、第2項の変更認可を行わないときは、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知書（様式第18号）により申請者へ通知するものとする。

(事業計画等の認可等)

第7条 法第45条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、支援業務事業計画等認可申請書（様式第19号）に支援業務に係る事業計画書および収支予算書等を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

2 前項による認可を受けた事業計画等を変更しようとする支援法人は、支援業務

事業計画等変更認可申請書（様式第20号）に、関係書類を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

- 3 知事は、第1項の認可をしたときは、支援業務事業計画等認可通知書（様式第21号）、第2項の変更認可をしたときは、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第22号）により申請者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の認可を行わないときは、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書（様式第23号）、第2項の変更認可を行わないときは、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書（様式第24号）により申請者へ通知するものとする。
- 5 支援法人は、毎事業年度、法第45条第2項の規定により、支援業務事業報告等提出書（様式第25号）に支援業務に係る事業報告書および収支決算書ならびに財産目録および貸借対照表を添付し、正本1部および副本1部を提出するものとする。

（支援法人の指定辞退）

第8条 支援法人が、指定の辞退を行うときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第26号）により、正本1部を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定辞退について（様式第27号）により業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

（指定の取消し）

第9条 知事は、法第50条の規定による支援法人の指定を取り消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第28号）により当該支援法人へ通知するものとする。

- 2 知事は、法第50条の規定による支援法人の指定を取り消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取り消しについて（様式第29号）により業務区域となる市町の長へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。